

わたしは、請願第2号「集団的自衛権の行使容認の撤回を求める請願」に賛成の立場で討論します。

安倍首相は昨日(6月10日)、武力で他国を守る集団的自衛権の行使を容認する解釈改憲の閣議決定を、22日までの今国会中に行うため、公明党との協議をまとめるよう正式に指示したと新聞、テレビ等で報道されていましたが、国民的議論がなおざりにされたまま、一刻一刻、政府の動きが激しくなっています。

日本は憲法第9条で非戦の誓いを立てています。その第1項では「戦争の放棄」を、第2項では「戦力の不保持」と「交戦権の否認」を定めていることは誰もが承知していることです。憲法9条には国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めないとあります。

安倍首相は、集団的自衛権の行使は、「日本の安全に重大な影響を及ぼす可能性がある時」に「日本国民の命と暮らしを護るために」必要だとしていますが、その集団的自衛権を行使した後のことを考えているのでしょうか。もし日本が武力で他国を守る集団的自衛権を行使した場合、そのあとに何が起こりうるかを想像しているのでしょうか。過去の歴史が示すように、やったらやり返す報復の連鎖が生まれることはないといえるのでしょうか。

安倍政権は武力で他国を守る集団的自衛権の行使を求めています。その武力行使によって戦争が引き起こされる、その可能性がまったくないといえるのでしょうか。いったん戦闘に巻き込まれた後も、憲法に謳う、国際紛争の解決手段として武力による威嚇または武力の行使を永久に放棄すると言い続けられるのでしょうか。むしろ、憲法は空文化し、非戦の誓いも忘れ去られてしまいます。日本が戦後68年間に亘って培ってきた、けっして武力を行使しない国という国際的信用が大きく損なわれるきっかけになるはずで、あらゆる援助や商業活動すらも武力を背景とした覇権を目的とするものとの色眼鏡で見られ、国益すら損なうものになりかねません。

また憲法解釈の変更によって集団的自衛権を行使するという点については、もってのほか、絶対に認められません。

集団的自衛権の行使が、いかなるときになされるのか、その定義もあいまいです。集団的自衛権が、その時々政権によって勝手に解釈され行使される可能性があります。このようなあいまいなものを許せば、日本の将来は、先の世界大戦における惨禍の二の舞を踏むことになるかもしれません。よってわたしは請願第2号に賛成します。